環境基本計画で期待される地方公共団体の取組 についてのアンケート調査結果

本調査は、平成 12 年 12 月に閣議決定された第二次環境基本計画の着実な実行を確保するための点検の一環として、地方公共団体の環境保全に関する取組の状況等の把握を目的に実施したものである。

調査は、環境基本計画に沿って調査項目の調整を行い、全地方公共団体 3,295 団体 (47 都道府県、12 政令指定都市、東京都 23 特別区、ならびに 3,211 市町村)を対象に、平成 14 年 3 月 18 日から同 4 月 19 日にかけて郵送によるアンケートを行った (有効回答数は 1,997 団体であり、回答率は 60.6%であった)。調査結果の概要は以下のとおりである。

1.環境施策の主体としての総合的な取組について

- 『環境政策の基本を定める条例』の制定(検討中を含む)は5割弱、『環境影響評価に関する 条例』は1割強である。『廃棄物削減・処理に関する計画』の策定は約7割で、『環境に関する 総合的な計画』は約5割である。都道府県や政令指定都市での制定・策定の割合は高い。
- 『環境に関する総合的な計画』の策定では、約8割が国の基本計画を参考とした(している)。
- 環境問題の中で「特に問題意識をもつもの」と「重点的に取組むもの」の相関は強く、廃棄物問題、水質汚濁、地球温暖化、有害化学物質問題が多い。特に『不法投棄』が著しく、次いで『家庭・工場排水』である。
- 広域連携・協力では、『廃棄物処理の検討』が8割を超え、次いで、『流域を考慮した水質保 全』と『環境情報の共有』が約5割である。

2. 事業者に対する取組について

- 事業者への促進策の手法別では、「普及・啓発」(平均実施率32.3%)が多く、「支援・誘導」 (同4.5%)と「規制的手法」(同3.1%)は少ない。
- 事業所との連携・協働は、都道府県や政令指定都市でほぼ全団体で取り組むが、市区町村では約3割に過ぎない。「環境保全に関する協定」についても、おおむね同様の傾向にある。
- 3. 住民などに対する取組について
- 住民などへの促進策の手法別では、「普及・啓発」(平均実施率 43.6%)が多く、「支援・誘導」 (同 12.3%)と「規制的手法」(同 4.0%)は少ない。
- 住民・民間団体との連携・協働については、都道府県や政令指定都市でほぼ全団体で取り組むが、市区町村では住民との連携・協働が約7割、民間団体とでは2割程度にとどまる。
- 4.情報提供・情報収集に関する取組について
- 環境情報の提供方法・媒体は、「広報誌やパンフレット」が最も多く、次いで「環境の日、環境月間」、「環境セミナー・展示会」となっている。「ホームページ」は実施中よりも検討中が多く、今後増加することが予想される。
- 環境情報の提供内容は、「環境問題の相談窓口」が首位を占めるが、「環境問題対する政策」、「暮らしの中の工夫や行動」、「地域環境問題」、「自然とのふれあい」と多岐にわたる。
- 住民などの意見聴取は、都道府県や政令指定都市では「パプリック・コメント」が最も多く「自治会・町内会」が最も少ないが、逆に市区町村では「自治会・町内会」が最も多く「パプリック・コメント」が最も少ない。
- 5. 事業者・消費者としての取組について
- 率先実行では、職員個人レベルの取組が多く、組織として体制やシステムが必要な取組は遅れているが、現在検討中のものも多く、今後の増加が期待される。

1.アンケート調査の概要

(1)調査の目的

本調査は、平成6年策定の環境基本計画が見直され、新たに平成12年12月に閣議決定された「第二次環境基本計画」に示された行政に期待される役割について、全国の地方公共団体を対象として、その取組の状況や進捗等を把握し、環境基本計画の効果的な実施を図ることを目的としている。なお、第一次環境基本計画について、同様の調査を国民と事業者団体を対象として実施したが、今回、地方公共団体を対象にはじめて調査を行った。

今回の平成 13 年度調査では、「環境施策の主体としての総合的な取組」「事業者に対する取組」「住民に対する取組」「情報提供・情報収集に関する取組」「国際的な取組」「事業者・消費者としての取組」の現状の把握を中心とした。

(2)調査の時期と回収状況

全地方公共団体すなわち 3,295 団体 (47 都道府県、12 政令指定都市、23 東京都特別区、および 3,211 市町村団体)を対象として、平成 14 年 3 月 18 日から同 4 月 19 日にかけて調査票を郵送発送・郵送回収するアンケート形式により調査を実施した。1,997 団体(図表 1-1 参照)から回答が寄せられ、回収率は 60.6%であった。

総数	全体	都道府県	政令都市	市区町村
発送数	3,295	47	12	3,234
回収数	1,997	47	12	1,938
回収率	60.6%	100.0%	100.0%	59.9%
構成比	100.0%	2.4%	0.6%	97.0%

図表 1-1 発送数と回収数

(3)調査の内容

環境施策の主体としての総合的な取組

- 条例、計画、数値目標の制定・策定
- 国の環境基本計画の参考状況
- 環境基本計画策定後の点検
- 環境問題に対する問題意識と重点的取組
- 広域連携や協力
- 域内市区町村の支援、調整(都道府県のみ)

事業者に対する取組

- 事業者の取組促進のための施策
- 事業者との連携・協働
- 環境保全に関する協定の締結

住民に対する取組

- 住民の取組促進のための施策
- ごみの分別回収(市区町村のみ)
- 住民や民間団体との連携・協働や支援・育成

情報提供・情報収集に関する取組

- 環境情報提供の方法
- 環境情報の内容
- 住民などの意見収集

国際的な取組

事業者・消費者としての取組

- 環境配慮の率先行動ならびに効果
- 環境マネジメントシステムの導入と範囲

基本属性(市区町村のみ)

- 人口
- 歳出額
- 農業生産額
- 工業出荷額
- 小売業販売額
- 乗用車保有台数

2.環境施策の主体としての総合的な取組について

(1)地域における条例制定、計画策定、数値目標設定の状況

- 地方公共団体の全体における『環境政策の基本を定める条例』の制定の状況は、「既に実施中」 25.4%、「現在検討中」18.9%で合せて 44.3%である。『環境影響評価に関する条例』については、「既に実施中」4.8%、「現在検討中」9.0%であり合計 13.8%と1割強である。
- 環境保全に関する計画の策定については、『廃棄物削減・処理に関する計画』が最も多く、「既に実施中」45.4%、「現在検討中」24.3%であり合計は69.7%と約7割を占める。環境基本計画などの『環境に関する総合的な計画』については、「既に実施中」19.5%、「現在検討中」29.1%であり合せて約5割の48.6%となっている。『地球温暖化防止に関する計画』では、「既に実施中」の19.3%に対し、「現在検討中」は38.9%と多く合せて約6割の58.2%である。
- 独自の数値目標(国の基準を超えるものを含む)の設定については、上記の計画策定と同様に、『廃棄物削減やリサイクル』(「既に実施中」29.2%、「現在検討中」22.3%:合計51.5%) や『地球温暖化対策』(「既に実施中」18.6%、「現在検討中」28.3%:計46.9%)が多い。

図表 1-2 地方公共団体における条例制定、計画策定、数値目標設定の状況(全体)

(1)地域の環節が第二関する条例の制定

a. 地域の環節域の基本を定める条例

b.環影響評価に関する条例

(2)地域の環境保全に関する計画の策定

d. 廃棄物が減・処理に関する計画

a. 環境に関する総合的な計画

b. 地球温暖化が止し関する計画

f. 緑化や自然保護ご関する計画

e.水環境・土壌環境・地盤環境の保全に関する計画

c.交通に起因する環境問題に関する計画

(3)地域の環境保全に関する独自数値目標の設定

c . 廃棄物削減やリサイクル

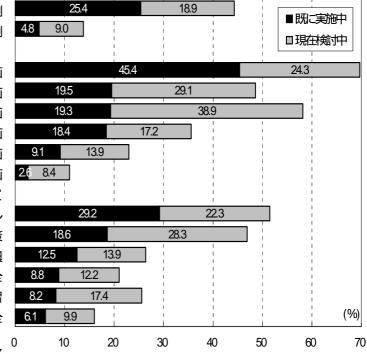
a. 地球温暖化分策

e . 緑化や自然保護

d.水環境・土壌環境・地盤環境の保全

f. 環豑唷·環莞習

b. 大気環境の保全



- 上記の傾向を地方公共団体の基本属性別にみると、都道府県と政令指定都市における実施率がほぼすべての項目において非常に高い。特に、『環境影響評価に関する条例』と『環境に関する総合的な計画』については、いずれの都道府県、政令指定都市においてもすでに制定・策定されている。
- すべての政令指定都市で実施されているものは、『環境政策の基本を定める条例』、『廃棄物 削減・処理に関する計画』、『緑化や自然保護に関する計画』ならびに『廃棄物削減やリサイク ル』の数値目標設定である。
- 団体数の構成から全体のほとんどを占めるのが市区町村であり、その傾向は全体傾向そのものである。(以後、市区町村の傾向が全体傾向と大きく変わらない場合は、割愛する。)

図表 1-3 地域における条例制定、計画策定、数値目標設定の状況(基本属性別) (%)

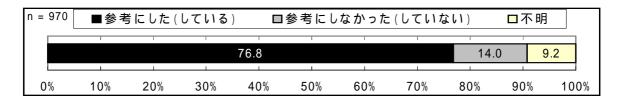
四次1-3 地域にのける赤門町に、		ᄶᄼᇛᄓᇄ		九(坐牛店	ョ エハコ ノ	(90)	
基本属性		府県	政令指			区町村	
_ , ,,,,	n =	47	n =	: 12	n =	1,938	
取組状況	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中	
(環境政策に関する条例の制定)							
a.環境政策の基本を定める条例	93.6	4.3	100.0	-	23.3	19.4	
b.環境影響評価に関する条例	100.0	-	100.0	-	1.9	9.3	
(環境保全に関する計画の策定)							
d . 廃棄物削減·処理に関する計画	85.1	14.9	100.0	-	44.1	24.7	
a.環境に関する総合的な計画	100.0	-	100.0	-	17.0	30.0	
b.地球温暖化防止に関する計画	83.0	12.8	83.3	16.7	17.4	39.6	
f. 緑化や自然保護に関する計画	76.6	4.3	100.0	-	16.5	17.6	
e.水·土壌·地盤環境の保全に関する計画	66.0	6.4	66.7	8.3	7.4	14.1	
(. 交通に起因する環境問題に関する計画	34.0	19.1	75.0	-	1.4	8.2	
(独自の数値目標の設定)							
c.廃棄物削減やリサイクル	95.7	4.3	100.0	-	27.2	22.9	
a. 地球温暖化対策	89.4	8.5	75.0	25.0	16.6	28.8	
e . 緑化や自然保護	85.1	2.1	91.7	-	10.2	14.3	
d . 水環境·土壌環境·地盤環境の保全	76.6	2.1	75.0	16.7	6.8	12.4	
f.環境教育·環境学習	57.4	6.4	33.3	8.3	6.9	17.7	
b . 大気環境の保全	61.7	6.4	83.3	-	4.2	10.1	

(注)網掛けは50%以上を示す。

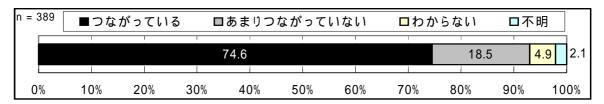
(2)環境基本計画の策定にかかわる状況

- 『環境に関する総合的な計画』を策定済みもしくは現在検討中の 970 団体では、計画策定に 当たりその8割弱(76.8%)が国の環境基本計画を参考にした(している)。
- 『環境に関する総合的な計画』を既に策定した 389 団体の7割以上(74.6%)において、計画策定は具体的な環境施策の展開につながっていると認識している。

図表 1-4 環境計画の策定に際しての国の環境基本計画の参考状況(全体)

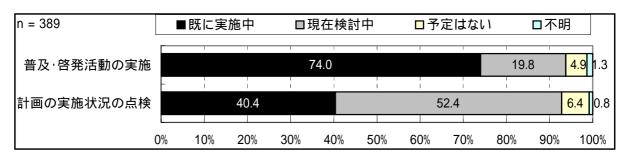


図表 1-5 環境計画の策定による具体的な施策への展開(全体)



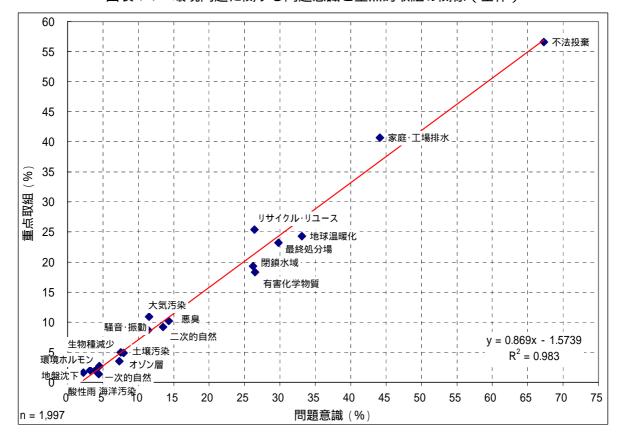
• 『環境基本計画の普及・啓発』にも積極的で、「既に実施中」が74.0%、「現在検討中」が19.8%であり、合せると9割以上(93.8%)が実施している。また、『計画策定後の実施状況の点検』については、4割強(40.4%)の団体で「既に実施中」であるが、「現在検討中」が5割(52.4%)を超えている。

図表 1-6 環境計画の事業者や住民への普及・啓発ならびに実施状況の点検(全体)



(3)環境問題に関する問題意識と重点的取組

- 19 の環境問題の中から「特に問題意識をもつもの」と「重点的に取組むもの」をそれぞれ 5 つまで選んでもらった。両者の相関は強く、問題意識が高いほど重点的に取り組む割合も高い。 全体的には、廃棄物問題、水質汚濁、地球温暖化、有害化学物質問題が多い。特に、『不法投棄』(問題意識 67.3%、重点取組 56.6%)の割合が高く、次いで『家庭・工場排水』である。
- 都道府県では「不法投棄」と「地球温暖化」の割合が高く、政令指定都市では「地球温暖化」 や「大気汚染」「有害化学物資汚染」、市区町村では「不法投棄」の割合が高い。



図表 1-7 環境問題に関する問題意識と重点的取組の関係(全体)

図表 1-8 環境問題に関する「問題意識」と「重点的取組」(基本属性別) (%)

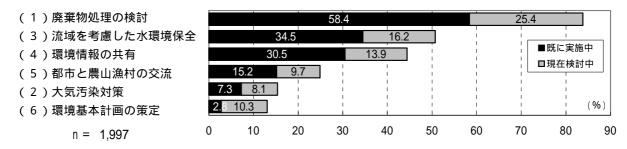
基本属性	都道府県 n = 47		政令指定都市 n = 12		市区町村 n = 1,938	
環 境 問 題	問題意識	重点取組	問題意識	重点取組	問題意識	重点取組
不法投棄などの廃棄物の不適切処理	76.6	78.7	41.7	33.3	67.2	56.2
家庭や工場排水による水質汚濁	29.8	31.9	16.7	25.0	44.6	41.0
リサイクル・リユース率の低迷	38.3	27.7	41.7	41.7	26.1	25.3
CО₂などの増加による地球温暖化	74.5	70.2	83.3	100.0	31.8	22.7
廃棄物の最終処分場のひっ迫	36.2	40.4	25.0	25.0	29.7	22.8
河川・湖沼・内湾などの閉鎖水域汚染	44.7	31.9	16.7	8.3	25.9	19.1
ダイオキシンなどの有害化学物質汚染	51.1	36.2	58.3	58.3	25.7	17.6
自動車・工場などによる大気汚染	25.5	34.0	83.3	83.3	10.7	9.9
野生生物や希少動植物の減少や絶滅	40.4	38.3	16.7	16.7	6.7	4.1

(注)「問題意識」「重点取組」の ~ は基本属性別の順位を示す。網掛けは40%以上を示す。

(4)環境保全施策にかかわる広域連携の実施状況

- 周辺地方公共団体との広域連携・協力を行う環境保全施策の中で最も進んでいるのは、『廃棄物処理の検討』であり、実施中58.4%、検討中25.4%を合せると8割を超える(83.8%)。次いで、『流域を考慮した水質保全』、『環境情報の共有』などである。
- 都道府県では『流域を考慮した水環境保全』、『環境情報の共有』、『都市と農山漁村の交流』 などが中心であり、政令指定都市や市区町村では『廃棄物処理』のウエイトが高くなる。

図表 1-9 環境保全施策にかかわる広域連携の状況(全体)



図表 1-10 環境保全施策にかかわる広域連携の実施状況(基本属性別)

(単位:%)

8.5

基本属性	都道府県 n = 47		政令指 n =	定都市 12	市区町村 n = 1,938	
環 境 問 題	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
(1)廃棄物処理の検討	53.2	21.3	50.0	25.0	58.6	25.5
(3)流域を考慮した水環境保全	76.6	8.5	75.0	25.0	33.2	16.4
(4)環境情報の共有化	68.1	12.8	66.7	33.3	29.4	13.8
(5)都市と農山漁村の交流	68.1	2.1	25.0	25.0	13.9	9.8
(2)大気汚染対策	51.1	14.9	41.7	33.3	6.0	7.8
(6)環境基本計画の策定	8.5	4.3	-	-	2.6	10.4

(注)網掛けは50%以上を示す。

(5)環境施策における域内市区町村の取組支援・調整(都道府県のみ)

• 都道府県が環境施策において域内の市区町村を支援・調整する取組では、『環境情報の提供』 (実施中89.4%)が最も多い。続いて、『人材育成』(同68.1%)『環境マネジメントシステム の導入』(63.8%)となっており、環境保全のための基盤整備の様子がうかがえる。

図表 1-11 環境施策における域内市区町村の取組支援・調整(都道府県のみ)

- (3)環境情報の提供
 89.4

 (4)人材派遣や研修などの人材育成
 68.1

 (6)環境マネジメントシステムの導力
 63.8
- (1)総合的な環境計画の策定
- (5)各種の環境保全計画策定の支援
- (2)環境施策の総合調整

2.1 63.8 14.9 57.4 ■既に実施中 53.2 4.3 □現在検討中 (%) 51.1 2.1 20 30 60 80 10

n = 47

3.事業者に対する取組について

(1)事業者の環境保全への取組促進のための実施施策

- 事業者の環境保全への取組促進のために行っている施策の16項目について、取組の進んでいる領域は、全体的にみると、廃棄物、水質汚濁、大気汚染などの直接的な環境負荷の削減が中心であるが、グリーン購入・調達や環境情報公開なども少なくない。
- 手法別にみると、最も多く実施されているのは「普及・啓発」(平均実施率 32.3%)である。 これに対して、「支援・誘導」(同 4.5%)と「規制的手法」(同 3.1%)の実施は少ない。
- 「規制的手法」では、『水質汚濁の防止』(15.4%)と『大気汚染の防止』(11.0%)が多く、「支援・誘導」では、『廃棄物のリサイクル』(12.7%)、『水質汚濁の防止』(11.4%)が多い。一方、「普及・啓発」については、『廃棄物のリサイクル』(58.3%)、『廃棄物のリデュース』(57.8%)、『廃棄物のリユース』(56.8%)の廃棄物関連の取組が積極的である。続いて、『水質汚濁の防止』(46.0%)や『環境情報の住民への開示』(44.4%)、『環境配慮商品の購入・発注』(39.6%)などが多い。

図表 1-12 事業者の環境保全への取組促進のための手法別施策の実施状況(全体)

(%)

			(%)
取組項目	規制的手法	支援・誘導	普及・啓発
(1)省エネ設備や省エネ型建築の導入	0.3	3.2	20.6
(2)自然・未利用エネルギーの利用	0.3	3.7	17.0
(3)フロンガスの回収	2.0	4.3	33.3
(4)大気汚染の防止	11.0	4.0	32.7
(5)低公害車の導入	0.2	3.9	26.4
(6)ディーゼル車の利用抑制	0.3	0.8	13.1
(7)モーダルシフト・物流の効率化	0.1	0.5	7.9
(8)水質汚濁の防止	15.4	11.4	46.0
(9)廃棄物の発生抑制(リデュース)	3.6	5.8	57.8
(10)廃棄物の再利用(リユース)	2.4	5.2	56.8
(11)廃棄物の再生利用(リサイクル)	3.9	12.7	58.3
(12)有害化学物質の利用抑制	2.8	0.6	20.3
(13)工場などの敷地や屋上の緑化	4.2	3.0	15.1
(14)環境保全型農業の促進	0.3	9.0	27.1
(15)環境配慮物品・サービスの購入・発注	0.8	2.4	39.6
(16)環境情報の住民への開示	1.3	1.4	44.4
n = 1,997 手法別平均実施率	3.1	4.5	32.3

(注)網掛けは各手法別に平均実施率以上を示す。

規制的手法:条例、規則、要綱等で、地域独自(国の施策に上乗せするものを含む)の規制や課税・

課徴金等を実施している場合。

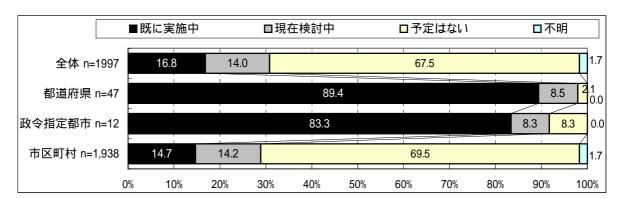
支援・誘導:補助金、助成金、融資・利子補給等で、地域独自(国の施策に上乗せするものを含

む)の支援・誘導策を実施している場合。

普及・啓発:パンフレットや冊子の配布、イベントの開催、講習会等で、普及啓発活動を実施している場合。

(2)工場・事業所などとの環境保全活動についての連携・協働

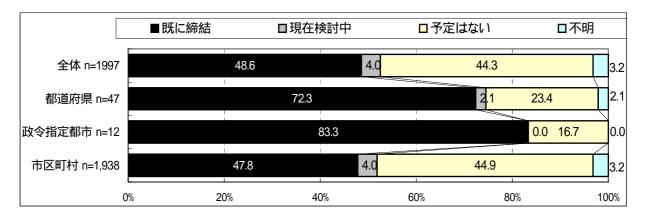
- 工場や事業所などとの連携・協働(環境フェア、技術・研究開発、リサイクル事業など)の 取組については、都道府県や政令指定都市では「既に実施中」が8割を超え(それぞれ89.4%、 83.3%)「現在検討中」を加えると、ほぼ全数を占める。
- しかし、市区町村においては、「既に実施中」は14.7%であり、「現在検討中」(14.2%)を加えても約3割(28.9%)に過ぎない。



図表 1-13 工場・事業所などとの環境保全活動についての連携・協働状況

(3)工場・事業所などとの「環境保全に関する協定」の締結

- 工場や事業所などとの「環境保全に関する協定」(公害防止協定や環境保全協定など)を既に 締結しているのは、全体では約5割(48.6%)である。
- 都道府県では約7割(72.3%)が、政令指定都市では約8割(83.3%)が、既に環境保全に 関する協定を締結している。



図表 1-14 工場・事業所などとの「環境保全に関する協定」の締結状況

(4)「環境保全に関する協定」を導入した理由や効果について

• 環境保全に関する協定を導入した主たる理由は、「地域や事業に応じた適切な対策」 (67.4%)や「予測される公害を事前にチェック」(50.5%)などの柔軟性や個別性であり、 さらに「事業者と情報交換が可能」(37.1%)などの相互理解性も認識されている。

図表 1-15 「環境保全に関する協定」を導入した理由

導 入 理 由	全体 n = 971	都道府県 n = 34	政令都市 n = 10	市区町村 n = 927
地域や事業に応じた適切な対策を行うことがてきる	67.4	91.2	80.0	66.3
予測される公害を事前にチェックすることができる	50.5	50.0	40.0	50.6
策定過程を通じて事業者と情報交換が可能である	37.1	32.4	20.0	37.4
条例や要綱に比べて住民の意見を反映しやすい	27.7	20.6	20.0	28.0
協定締結までに時間がかからない	12.3	8.8	ı	12.5
条例や要綱で規制することが法令上困難である	12.0	20.7	30.0	11.5
議会の反対など条例や要綱の制定が困難であった	0.1	1	-	0.1
その他	4.8	8.8	10.0	4.6

⁽注)網掛けは、基本属性のそれぞれ上位3項目を示す。

図表 1-16 「環境保全に関する協定」の環境問題解決に対する有効性

有効性	全体 n = 971	都道府県 n = 34	政令都市 n = 10	市区町村 n = 927
効果的な手法である	34.8	55.9	50.0	33.9
内容によっては効果的となる	47.8	44.1	30.0	48.1
効果は限定的である	10.2	-	10.0	10.6
わからない	5.7	-	10.0	5.8

⁽注)網掛けは、基本属性のそれぞれ首位項目を示す。

図表 1-17 「環境保全に関する協定」を効果的にするための必要要件

必要要件	全体 n = 802	都道府県 n = 34	政令都市 n = 8	市区町村 n = 760
地方公共団体や住民の立入調査	71.3	67.6	50.0	71.7
具体的な数値目標の設定	64.8	88.2	100.0	63.4
操業停止などの違反時の制裁措置	43.8	38.2	37.5	44.1
環境データの開示義務	36.0	38.2	25.0	36.1
当事者や立会人としての住民参加	34.8	14.7	25.0	35.8
協定の点検・見直し手続き	33.3	47.1	25.0	32.8
計画書の提出義務	31.9	50.0	50.0	30.9
協定内容の公開	29.3	47.1	50.0	28.3

⁽注)網掛けは、基本属性のそれぞれ上位3項目を示す。

4. 住民などに対する取組について

(1) 住民の環境保全への取組促進のための実施施策

- 住民の環境保全への取組促進のために行っている施策の20項目について、取組の進んでいる 施策領域は、全体的にみると、廃棄物関連やグリーン購入などの環境負荷の削減が中心である が、自然環境重視や汚染防止も少なくない。
- 施策の手法別にみると、最も多く実施されているのは「普及・啓発」(平均実施率 43.6%)である。これに対して、「支援・誘導」(同 12.3%)と「規制的手法」(同 4.0%)の実施率は必ずしも高くない。
- 「規制的手法」では、『ごみポイ捨て禁止』(29.5%)や『野焼きの禁止』(14.3%)が主であり、「支援・誘導」では、『コンポストの購入』(70.9%)、『合併浄化槽の設置』(66.2%)の割合が高い。一方、「普及・啓発」については、『野焼きの禁止』(77.5%)を筆頭に、『リサイクル活動』(65.8%)、『ごみポイ捨て禁止』(64.7%)、『リユース活動』(60.7%)、『簡易包装・買物袋持参』(60.4%)、さらに『エコマーク商品購入』(57.0%)、『アイドリング禁止』(57.0%)などに積極的に取り組んでいる。

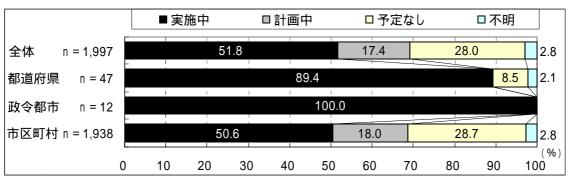
図表 1-18 住民の環境保全への取組促進のための実施施策(全体)

取 組 項 目	規制的手法	支援・誘導	普及・啓発
(1)ゴミのポイ捨てを禁止	29.5	0.5	64.7
(2)自然とのふれあい	0.4	7.9	50.3
(3)自然環境の保全	7.4	7.5	56.0
(4)リサイクル商品の購入	0.5	3.1	46.5
(5)リユース活動	0.6	5.8	60.7
(6)リサイクル活動	3.0	28.6	65.8
(7)エコマーク商品の購入	0.3	1.7	57.0
(8)省エネ型家電の購入	0.2	0.5	35.7
(9)簡易包装・買い物袋の持参	0.5	9.7	60.4
(10)洗剤使用の適正化	0.7	2.5	42.5
(11)コンポストの購入	7.3	70.9	17.8
(12)野焼きを禁止	14.3	3.2	77.5
(13)合併処理化槽の個人設置	10.4	66.2	18.9
(14)地域や住宅の緑化・美化	2.8	18.1	37.7
(15)太陽熱温水器・太陽光発電システムの設置	0.2	7.5	19.9
(16) 高気密・高断熱の住宅建設	0.0	0.4	13.4
(17)公共交通機関の利用	0.2	3.9	37.2
(18)アイドリングの禁止	2.2	0.8	57.0
(19)低公害車の導入	0.1	2.8	32.1
(20)環境NPOなどへの活動参加	0.0	3.6	20.2
n = 1,997 手法別平均実施率		12.3	43.6

(注)網掛けは各手法別に平均実施率以上を示す。

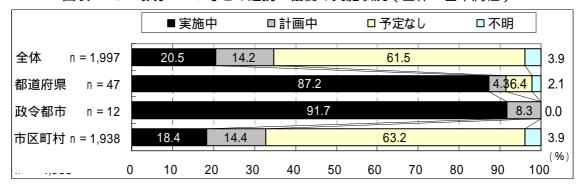
(2) 住民や民間団体と環境保全活動の連携・協働

• 住民との連携・協働について、都道府県では「既に実施中」(89.4%)が約9割であり、政令 指定都市ではすべての市が取り組んでいる。市区町村においては、「既に実施中」(50.6%)は 約半数で、「現在検討中」(18.0%)を加えると約7割(68.6%)となる。



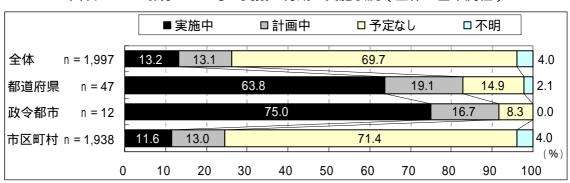
図表 1-19 住民との連携・協働の実施状況(全体 + 基本属性)

環境NPO等との連携・協働について、都道府県と政令指定都市では「既に実施中」(それぞれ87.2%、91.7%)が約9割であり、取組はかなり進んでいる。しかし市区町村においては、「既に実施中」(18.4%)は2割未満で、「現在検討中」(14.4%)を加えても3割強(32.8%)にすぎない。



図表 1-20 環境NPO等との連携・協働の実施状況(全体 + 基本属性)

環境NPO等の支援・育成について、都道府県と政令指定都市では「既に実施中」(それぞれ63.8%、75.0%)が7割前後であり、「現在検討中」(19.1%、16.7%)を加えて8~9割が取り組んでいる。市区町村では、「既に実施中」(11.6%)は1割強で、「現在検討中」(13.0%)も少ない。



図表 1-21 環境NPO等の支援・育成の実施状況(全体+基本属性)

• 上記以外で各主体の自主的な取組を促進するための施策としては、全体的に取組は決して多くはないものの、『学校と連携した環境教育』(実施中29.8%、検討中30.7%:計60.5%)や『フリーマーケットの開催』(実施中25.8%、検討中13.4%:計39.2%)が比較的多い。次いで、『環境家計簿の配布』(計30.2%)や『各主体間の交流』(計27.2%)が多い。

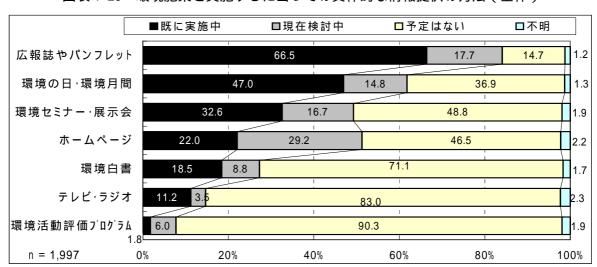
■既に実施中 ■現在検討中 □予定はない □不明 29.8 30.7 37.9 1.6 学校と連携した環境教育 フリーマーケットの開催 26.8 13.4 57.4 2.4 環境家計簿の配布 16.0 14.2 67.9 2.0 15.6 70.7 各主体間の交流 11.6 2.2 環境アドバイザー制度 5.6 10.5 81.9 2.1 エコツーリズムの推進 3.4 9.9 84.4 2.4 レッドデータブックの作成 3.3 6.8 87.5 2.4 環境の研究・技術開発 92.7 2.2 0% 20% 30% 40% 70% 80% 90% n=1,997 10% 50% 60% 100%

図表 1-22 各主体の自主的な取組を推進するための施策(全体)

5.情報提供・情報収集に関する取組について

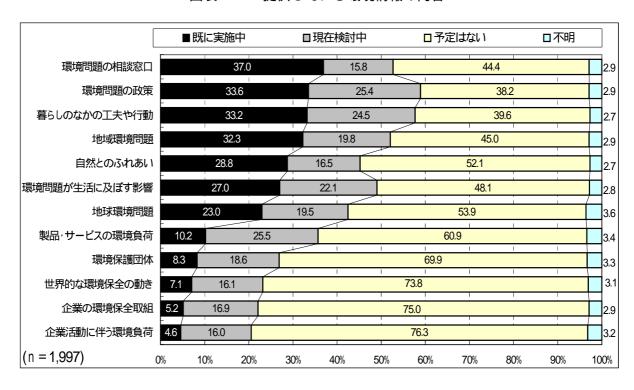
(1)環境施策推進のため情報提供の方法と内容

- 環境情報の提供方法・媒体は、全体では「広報誌やパンフレット」(実施中 66.5%)が最も多く、次いで「環境の日、環境月間」(同 47.0%)「環境セミナー・展示会」(同 32.6%)である。「ホームページ」では、実施中(22.0%)よりも検討中(29.2%)が多くなっている。
- 環境情報の提供内容は、「環境問題の相談窓口」(実施中 37.0%)「環境問題に対する政策」 (同 33.6%)と行政に関する情報が多い。次いで「暮らしの中の工夫や行動」(同 33.2%) 「地域環境問題」(同 32.3%)「自然とのふれあい」(同 28.8%)などとなっている。



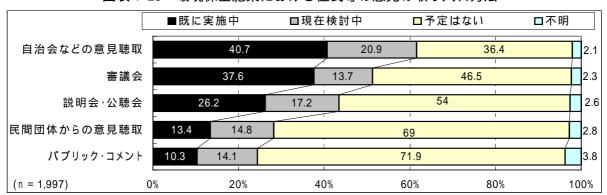
図表 1-23 環境施策を実施するに当っての具体的な情報提供の方法(全体)





(2)環境施策の推進のための住民等の意見の取り入れ

• 環境施策の推進にためにどのようにして住民などの意見を取り入れているかについて、全体では、「自治会・町内会からの意見聴取」(実施中40.7%、検討中20.9%:計61.6%)が最も多く採用されている。続いて、「審議会(委員の公募など)」(同37.6%、13.7%:計51.3%)、「説明会・公聴会」(同26.2%、17.2%:計43.4%)である。



図表 1-25 環境保全施策における住民等の意見の取り入れ方法

都道府県と政令指定都市での環境情報提供は、紙媒体、イベント、電子媒体、電波媒体など 多彩であり、ほぼすべての団体で活用されている。環境活動評価プログラムを利用するのは3 ~4割である。市区町村では、「広報誌やパンフレット」や「環境の日、環境月間」が多い。

図表 1-26 環境施策を実施するに当っての具体的な情報提供の方法(基本属性別)

情報提供の方法		都道府県 n = 47		都市 = 12	市区町村 n =1,938	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
広報誌やパンフレット	100.0	0.0	100.0	0.0	65.5	18.2
環境の日、環境月間	95.7	4.3	100.0	0.0	45.5	15.2
環境セミナー・展示会	100.0	0.0	100.0	0.0	30.6	17.2
ホームページ	93.6	6.4	100.0	0.0	19.8	30.0
環境白書	100.0	0.0	100.0	0.0	16.0	9.1
テレビ・ラジオ	95.7	0.0	83.3	8.3	8.7	3.6
環境活動評価プログラム	42.6	29.8	33.3	16.7	0.6	5.4

(注)網掛けは、実施率40%以上を示す。

6.国際的な取組について

(1) 知見を活かした環境保全に関する国際的な協力

• 環境保全に関する知見を活かした国際協力の取組について、全体では実施している地方公共 団体はわずかである。

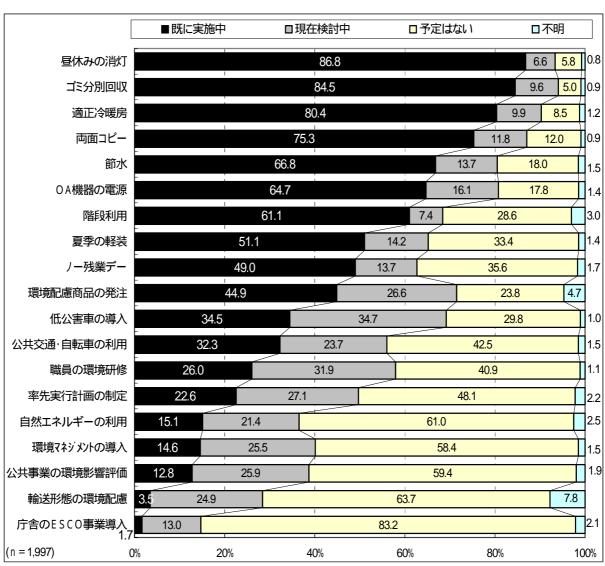
図表 1-27 環境保全に関する国際的協力の取組(全体)

(%)

取組項目	既に実施中	現在検討中	予定はない
(1)開発途上国への人材派遣や技術指導・協力	2.5	1.0	95.2
(2)開発途上国からの研修員の受け入れ	4.1	1.0	93.6
(3)環境保全に関する国際会議等の開催	2.2	0.9	95.6
(4)環境保全に関する国際会議等への参加	3.8	1.9	93.0

7.事業者・消費者としての取組について

- (1)事業者・消費者としての環境保全に資する率先実行
- 事業者・消費者として地方公共団体が自ら率先実行している環境保全行動は、大きく2分類できる。一つは、「既に実施中」の割合が5割以上で、取組の19項目の中で上位を占める"職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動"であり、『昼休みの消灯』(実施中86.8%)から『夏季の軽装』(同51.1%)までの8項目である。
- 一方、下位 11 項目は"組織として体制やシステム構築が必要な環境配慮行動"であり、『ノー残業デー』(実施中49.0%)から『庁舎のESCO事業導入』(同1.7%)までである。ただし、これらの取組項目については、「現在検討中」が「既に実施中」を上回るものも多く、今後の取組の進展が期待される。

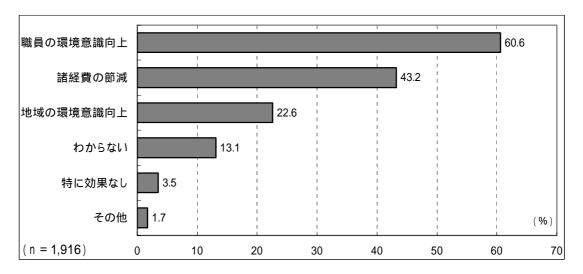


図表 1-28 事業者・消費者としての環境保全に資する率先実行

()『環境配慮商品の発注』で「既に実施中」または「現在検討中」と回答した 1,428 団体のみ。

(2)環境保全行動の率先実行による効果

• 環境保全行動の率先実行による効果については、『職員の環境意識向上』(60.6%)が最も高いが、前述のとおり"職員個人レベルのオフィスでできる環境配慮行動"が多くを占めていることと符合する。次いで、『諸経費の節約』(43.2%)があげられているが、上位9項目は職員個人レベルではあるものの、省エネや紙・水の資源節約が中心であることとも符合する。

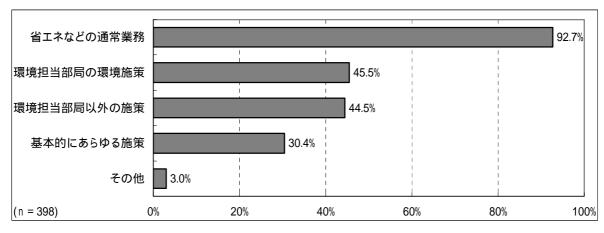


図表 1-29 環境保全行動の率先実行による効果

(注)前記の率先実行を一つでも実施している 1,916 団体のみ。

(3)本庁舎の環境マネジメントシステムの対象範囲

• 本庁舎に環境マネジメントシステムを導入した 398 団体における同システムの対象範囲について、最も多いのは「省エネ・グリーン購入などの通常業務」(92.7%)である。「環境担当部局の環境施策」(45.5%)と「環境担当部局以外の施策」(44.5%)は、ともに4割以上となっているが、「基本的にあらゆる施策」(30.4%)は約3割である。



図表 1-30 本庁舎の環境マネジメントシステムの対象範囲

(注)環境マネジメントシステムを導入している団体で、本庁舎がその対象範囲となっている場合。

(以上)